

# 守口市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務

仕 様 書

守 口 市

## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 総則               | 1  |
| 第1節 業務の目的            | 1  |
| 第2節 業務の名称            | 1  |
| 第3節 業務の場所            | 1  |
| 第4節 業務の期間            | 1  |
| 第5節 適用の範囲            | 1  |
| 第6節 関係法令等の遵守         | 1  |
| 第7節 業務管理             | 1  |
| 第8節 資料の提供            | 1  |
| 第9節 秘密の保持            | 2  |
| 第10節 議事録             | 2  |
| 第11節 管理技術者及び照査技術者等   | 2  |
| 第12節 提出書類            | 2  |
| 第13節 検査及び引渡し         | 3  |
| 第14節 疑義              | 3  |
| 第15節 成果品             | 3  |
| 第16節 パブリックコメント等に係る支援 | 3  |
| 第2章 業務内容             | 5  |
| 第1節 現行計画の検証          | 5  |
| 第2節 計画策定の基本的な考え方の整理  | 5  |
| 第3節 ごみ処理基本計画         | 6  |
| 第4節 生活排水処理基本計画       | 9  |
| 第5節 食品ロス削減推進計画       | 9  |
| 第6節 災害廃棄物処理計画        | 9  |
| 第3章 個人情報取扱い          | 10 |
| 第1節 個人情報の取扱い         | 10 |

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 業務の目的

本業務は、守口市（以下、「本市」という。）市民のごみ処理の実態や、ごみの 3 R に関する市民行動・意向を把握し、国等の最新の動向を反映した新たな守口市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

### 第 2 節 業務の名称

守口市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務

### 第 3 節 業務の場所

大阪府守口市

### 第 4 節 業務の期間

契約締結の日から、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 第 5 節 適用の範囲

本市が行う守口市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の内容および範囲は「第 2 章 業務内容」のとおりとする。

### 第 6 節 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成 28 年 9 月）」をはじめとする関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

### 第 7 節 業務管理

- (1) 受託者は本業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下「管理技術者」という）を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、守口市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、本業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

### 第 8 節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、本業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、監督員に提出し、本業務の完了までに返納しなければならない。

## 第 9 節 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 第 10 節 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市へ提出しなければならない。

## 第 11 節 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を擁する業務のため、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者、担当技術者は技術士法に定める技術士（総合技術監理部門－衛生工学（廃棄物・資源循環）又は衛生工学部門（廃棄物・資源循環））※の資格を有する者とする。照査技術者は技術士（同上）又は R C C M の専門技術部門「廃棄物」の資格保有者とする。業務を行う者として選任する各技術者は受託者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で 3 か月以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社記載の健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

※技術士（総合技術監理部門：衛生工学）、技術士（衛生工学部門）においては、試験制度改正前の選択科目となる、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理についても同等とみなす。

## 第 12 節 提出書類

受託者は本業務の着手および完了にあたっては契約書に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度監督員の承認を受けること。

### 1 着手時（契約日から 7 日以内）

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届及びその経歴書
- (3) 照査技術者届及びその経歴書
- (4) 担当技術者届及びその経歴書
- (5) 業務工程表
- (6) その他必要な書類

## 2 完了時

業務完了届

- (1) 成果品
- (2) 請求書
- (3) その他必要な書類

### 第 1 3 節 検査及び引渡し

- (1) 受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了届を本市に提出し、本市の検査を受けなければならない。受託者は本業務の完成検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、本市の承認をもって業務の引渡しとする。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 第 1 4 節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

### 第 1 5 節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品に係る一切の権利は、本市に帰属する。

- 業務報告書（A4 判）： 3 部  
本計画の策定に係る検討資料をまとめたもの
- 一般廃棄物処理基本計画（A4 判カラー）： データのみ
- 一般廃棄物処理基本計画 概要版（A3 判：カラー）： データのみ  
注) 概要版は A3 判裏表程度
- 上記成果品の電子データ（CD-R 又は DVD-R）： 一式  
データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）とし、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint）で原稿作成し、添付図（グラフ、図、写真等）を格納し、データは整理後 MS-Windows11 対応の CD-R 等で納入すること。

### 第 1 6 節 パブリックコメント等に係る支援

本計画の策定に関して本市が実施するパブリックコメントについて、概要資料等を作成し、市民等から寄せられた意見を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

なお、パブリックコメントの受付期間は令和 8 年 1 月 29 日（木）から同年 2 月 27 日（金）

を予定する。

## 第2章 業務内容

### 第1節 現行計画の検証

#### 1 ごみ処理基本計画に係る事項

##### (1) 数値目標の検証

現行計画において設定されている数値目標の現況について検証する。

##### (2) 発生・排出抑制施策の検証

現行計画に掲げている施策の現況について検証する。

##### (3) 収集運搬・中間処理・最終処分計画の検証

収集運搬・中間処理・最終処分計画の現況について検証する。

##### (4) その他の施策の検証

その他の施策の現況について検証する。なお、検証にあたっては、現在の調査（ごみ組成調査、多量排出事業者の事業系一般廃棄物減量等計画書）、環境負荷や経済性等を考慮する。

#### 2 生活処理基本計画に係る事項

##### (5) 数値目標の検証

現行計画において設定されている数値目標の現況について検証する。

##### (6) 生活排水の処理計画の検証

生活排水処理の現況について検証する。

##### (7) し尿及び汚泥の処理計画の検証

し尿及び汚泥の処理計画の現況について検証する。

##### (8) その他の事項についての検証

その他の施策の現況について検証する。

### 第2節 計画策定の基本的な考え方の整理

#### 1 計画策定の主旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画等について整理し、本計画策定の主旨を整理する。

#### 2 計画の位置付け

関係法令や上位計画をふまえ、本計画の位置付けを明らかにする。

#### 3 計画対象区域

大阪府守口市全域

#### 4 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物の範囲等を整理する。

#### 5 計画期間及び目標年次

令和8年度から令和17年度、目標年次は中間が令和12年度、最終は令和17年度

## 6 地域概況の整理

### (1) 位置及び地理的測定

本市の位置及び地理的特性を整理する。

### (2) 気象

本市の気候的特性を考慮する。

### (3) 人口

直近 10 年程度の人口及び世帯数を整理するとともに、年齢別・性別の構造についても整理する。将来予測については「第 6 次守口市総合基本計画」の数値を使用する。

### (4) 産業の動向

本市の産業構造や従業者人口、事業所数等について整理する。

## 7 総合計画等との関係

関連法令や上位計画を整理する。

## 第 3 節 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現況及び課題

#### (1) ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、本市のごみ処理システムをわかりやすい形で整理する。

#### (2) ごみ処理の実績

以下の項目について、直近 10 年間の実績を整理する。

◎ごみの種類別・収集形態別・排出形態別排出量

◎集団回収量

◎ごみの種類別排出原単位

◎燃やすごみの性状

◎ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

◎ごみ処理に係る財政及び処理コスト

#### (3) ごみ処理体制

##### ① 排出抑制・再生利用

以下の項目について、直近 10 年間の実績を整理する。

◎資源化の実績（直接資源化量、処理後再生利用量、集団回収量）

◎リサイクル率

##### ② 分別区分

本市の分別区分を整理する。

##### ③ 収集運搬

収集形態等について整理する。

#### ④ 中間処理

以下の項目について整理する。

◎中間処理施設の概要

◎中間処理量、処理後再生利用量、残渣発生量（直近 5 年間）

#### ⑤ 最終処分

以下の項目について整理する。

◎最終処分場の概要

◎最終処分量（直近 5 年間）

#### (4) ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、以下の視点から評価を行う。なお、類似団体の平均値等を基準とした評価については、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和 7 年 3 月、環境省）」に準拠するものとする。

◎国の目標値を基準とした比較による評価

◎全国又は大阪府の平均値を基準とした評価

◎類似団体の平均値を基準とした評価

#### (5) 課題の抽出

これまでに整理した内容を踏まえ、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出する。

#### (6) ごみ処理行政の動向

国や府のごみ処理行政の動向、近隣市における動向等について整理する。

## 2 ごみ処理基本計画

### (1) 基本方針

長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を推進するため、また、廃棄物の 3 R を総合的に推進するための市民に対してわかりやすい基本方針を定める。

### (2) ごみの処理に係る数値目標の設定

本市におけるごみ処理の現状や課題、国の数値目標等を踏まえ、本市におけるごみ処理に係る数値目標を設定する。

### (3) ごみの発生量及び処理量の見込み

過去のごみの排出量の推移を基に、将来のごみ量の予測を行う。

#### ① 市域内人口の予測

直近 5 年間の人口推移に基づき、将来人口を予測する。なお、将来人口は、総合計画等の上位計画と整合を図るものとする。

**② ごみ排出量の予測（現状趨勢）**

直近 5 年間の実績に基づき、種類別・排出形態別のごみ排出量の将来予測を行う。

**③ 目標達成時のごみ排出量の予測**

排出抑制や再生利用施策を実施した場合の排出削減量・再資源化量を加味し、目標達成時のごみ排出量の将来予測を行う。

**④ 目標達成時のマテリアルフロー**

目標達成時の排出から最終処分までのマテリアルフローを検討する。

**(4) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項**

目標達成に向けて今後取り組むべき施策について検討提案する。検討にあたっては、行政・市民・事業者の各者の役割分担を考慮するものとする。

**(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分**

今後の分別区分等について検討する。

**(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項**

**①収集運搬計画**

将来の収集頻度や体制等について検討する。

**②中間処理計画**

分別区分等を考慮した中間処理の方法・処理主体等を検討する。また、中間処理施設の整備に係る基本的事項（規模、整備スケジュール等）を検討する。

**③最終処分計画**

最終処分の方法・主体及び最終処分場の整備等について検討する。

**(7) その他ごみの処理に関し必要な事項**

**① 災害時の廃棄物処理に関する対応**

災害時に発生する廃棄物の処理方針を検討する。

**② 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物対策**

特別管理一般廃棄物、適正処理困難物等の処理方針を検討する。

**③ 不法投棄対策**

不法投棄防止に向けた取り組みを検討する。

**(8) アンケートの実施**

生活系（家庭向け）1,500 件、事業系（事業者向け）300 件を郵送

ごみ減量化、生活向け収集（品目、頻度、製品プラスチック、食品ロス等）に関する項目 20～30 程度

## 第4節 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現況及び課題の整理

#### (1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を整理する。

#### (2) 生活排水の処理形態別人口

直近5年間の生活排水の処理形態別人口を整理する。

#### (3) 処理施設の状況

生活排水の処理施設の概要を整理する。

#### (4) し尿・浄化槽汚泥処理の現状

以下の項目について整理する。

◎し尿及び浄化槽汚泥の排出量（直近5年間）

◎し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

#### (5) 生活排水処理の課題

これまでの検討結果を踏まえ、本市における生活排水処理の課題を整理する。

### 2 生活排水処理基本計画の策定

#### (1) し尿・汚泥の処理計画

##### ① し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

直近5年間の実績に基づき、し尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行う。

##### ② し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

これまでの検討結果を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針を定める。

##### ③ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥に係る処理計画を検討する。

#### (2) その他

住民に対する広報・啓発活動に係る取組みについて検討する。

## 第5節 食品ロス削減推進計画

### 1 食品ロス削減推進の現状と課題の整理

現計画の数値目標の現状を把握検証する。

### 2 食品ロス削減推進計画の改訂資料の作成

直近5年のごみ排出量と令和6年度に実施した組成分析結果から実績と将来予測を行う。

## 第6節 災害廃棄物処理計画

### 1 災害廃棄物処理の現状と課題の整理

### 第3章 個人情報取扱い

#### 第1節 個人情報の取扱い

- 1 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定又は国際標準化機構が策定する情報セキュリティ管理に関する国際規格「ISO/IEC27001 (ISMS)」の認証を受けていることを必須条件とする。

なお、プライバシーマーク付与認定及び ISO/IEC27001 (ISMS) 認証について、契約期間中に有効期限が到来する場合は、必ず更新を行うこととし、更新した場合、それらの認証取得を証する書類の写しを本市に提出すること。

- 2 個人情報を含むデータ等は、納品時に環境対策課へ返却すること。返却が不可能な場合は、焼却、細断、消去等により完全にデータを抹消し、その方法及び内容を記載した報告書を提出すること。